

お知らせ

します



インターネットによる
埼玉県市町村
申請・届出サービスが始まります

住民票の写しの申請などの行政手続きを、インターネット経由で行える埼玉県市町村申請・届出サービスの運用を8月23日(火)から開始します。申請者が時間や場所の制約を受けずに、自宅などのパソコンから申請・届出等の手続きができる電子窓口です。申請可能な手続きの種類や利用方法などの手続案内につきましては、市ホームページ(アドレスは表紙参照)をご覧ください。
問い合わせ 情報統計課 (☎2998-90036・FAX2998-90153)

生産緑地地区の都市計画変更の手続きが終了しました

広報ところざわ4月号でお知らせしました生産緑地地区の都市計画変更の手続きが、6月14日付で終了しました。この変更に関する法規図書を永久縦覧しています。

なお、この手続きは、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項に規定されているものです。
縦覧場所 市役所2階・都市計画課
問い合わせ 都市計画課 (☎2998-90192・FAX2998-90193)

黄林閣の屋根が葺き替わりました

国指定重要文化財「黄林閣」(坂之下437)は、平成16年の台風や集中豪雨により、茅葺屋根が損傷したため、一部茅の葺き替えと外壁の補修などが行われました。

【情報館】●特にこだわりのないものは8月1日(月)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

「黄林閣」は、東京都東久留米市柳窪の地にて天保15年(1844)大庄屋の住居として建てられたものを、昭和5年に電力王といわれた実業家の故松永安左衛門氏が譲り受けて現在地に移築し、別荘として使用していたものです。
美しくなった黄林閣をご覧ください。ぜひお越しください。
公開日時 毎週木曜日/4～9月
…午前10時～午後4時/10～3月
…午前10時～午後3時
◎年末年始(平成17年12月23日～18年1月15日)を除きます。
問い合わせ 文化財保護課 (☎2998-90253・FAX2998-91200)

都市計画法許可運用基準を一部改正しました

市街化調整区域内で建築できる店舗、休憩所(ドライフイン・コンビニ・二工スペース)、給油所等の許可基準を改正しました。
◎詳細は、お問い合わせください。
問い合わせ 開発指導課 (☎2998-90379・FAX2998-90162)

明治天皇行在所跡の表門を修理しました

市指定文化財「明治天皇行在所跡」(元町21-18)の表門の解体修理工事が完了しました。
明治天皇行在所跡は、明治16年(1883)4月に飯能付近で挙行された近衛諸侯春季小演習大覧のために行幸した際、行在所(天皇の仮住まい)として定められたところで、表門はこのときの行幸に備え新築されたものです。
表門の老朽化が進んだことから、今回の修理では、すべてを解体し補修や補強の処理などを施したあと、改めて組み直しました。また屋根や柱などには、銅板を巻き直すなど、創建当時の姿に近づけました。



明治天皇行在所跡の表門

問い合わせ 文化財保護課 (☎2998-90253・FAX2998-91200)
都市計画道路の原案説明会・縦覧等を実施します

市では、所沢駅周辺の交通を円滑にするため、都市計画道路の新規指定と一部変更に向けた作業を行っています。
この計画原案については、これまでも関係権利者の皆さんに対して説明させていただいているところで、さらに市民の皆さんから同原

戦没者等の遺族に対する 第8回特別弔慰金の請求を受け付けます

戦没者等の遺族の方に対する第8回特別弔慰金は、先の大戦で公務などのために国に殉じた旧軍人、軍属および準軍属の死亡当時における遺族の方に対して、終戦60周年の機会をとりえて、国が弔慰の意を表すため支給するものです。
請求窓口は、請求者の住所地の市役所・町村役場です。
支給対象者 4月1日において、戦没者等の死亡に際し公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない遺族で、次の(1)～(5)の順位による先順位の方1人
◎戦没者等の死亡時に生まれていないことが要件です。子については、戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。

- (1) 4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - (2) 戦没者の子
 - (3) 戦没者等と生計関係を有していた
 - (4) ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
 - (5) 4月1日において、婚姻により姓が変わっている方、遺族以外の方と養子縁組をしている方を除きます。
 - (6) (3)で対象にならなかった①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
 - (7) 右記1～4以外の三親等内の親族
- (戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限る)

支給国債 第8回特別弔慰金「い」
額面 40万円(10年償還の記名国債)
請求期間 平成17年4月1日～20年3月31日
請求書配付日程 地区別請求書配付日程(下表)参照
◎当日は混雑が予想されるため、次のとおり地区ごとに配付日を割り付けました。指定日以外でも配付は可能ですが、なるべく指定日にお越しください。
請求書配付・受付場所 ▼8月17日(水)～22日(月)：市役所2階203会議室 ▼8月23日(火)～26日(金)：市役所2階203会議室 ▼8月27日(土)～31日(月)：市役所2階203会議室

◆地区別請求書配付日程

地区名	指 定 日
新所沢・東所沢	8月17日(水)～8月19日(金)
新所沢	8月22日(月)～8月26日(金)
所沢	8月29日(月)～9月2日(金)
小手指	9月5日(月)～9月9日(金)
並木	9月12日(月)～9月16日(金)
三ヶ島	9月20日(火)～9月22日(木)
妻瀬	9月26日(月)～9月30日(金)
柳井	10月11日(火)～10月14日(金)
松岡	10月17日(月)～10月21日(金)
富山	10月24日(月)～10月28日(金)

29日(月)～10月28日(金)：市役所2階202会議室
受付時間 ▼午前の部：午前9時～11時30分 ▼午後の部：午後1時～4時30分

問い合わせ 福祉総務課 (☎2998-90113・FAX2998-90193)

縦覧 縦覧期間 8月15日(月)～29日(土) (日曜日を除く) / 午前8時30分～午後5時
縦覧場所 市役所2階・都市計画課
意見書の提出 「中央通り線」については、埼玉県知事あてに、「(仮称)東西道路」および「所沢駅南通り1号線」については、所沢市長あてに意見書を提出することができま。

縦覧 縦覧期間 8月15日(月)～29日(土) (日曜日を除く) / 午前8時30分～午後5時
縦覧場所 市役所2階・都市計画課
意見書の提出 「中央通り線」については、埼玉県知事あてに、「(仮称)東西道路」および「所沢駅南通り1号線」については、所沢市長あてに意見書を提出することができま。

縦覧 縦覧期間 8月15日(月)～29日(土) (日曜日を除く) / 午前8時30分～午後5時
縦覧場所 市役所2階・都市計画課
意見書の提出 「中央通り線」については、埼玉県知事あてに、「(仮称)東西道路」および「所沢駅南通り1号線」については、所沢市長あてに意見書を提出することができま。

縦覧 縦覧期間 8月15日(月)～29日(土) (日曜日を除く) / 午前8時30分～午後5時
縦覧場所 市役所2階・都市計画課
意見書の提出 「中央通り線」については、埼玉県知事あてに、「(仮称)東西道路」および「所沢駅南通り1号線」については、所沢市長あてに意見書を提出することができま。

縦覧 縦覧期間 8月15日(月)～29日(土) (日曜日を除く) / 午前8時30分～午後5時
縦覧場所 市役所2階・都市計画課
意見書の提出 「中央通り線」については、埼玉県知事あてに、「(仮称)東西道路」および「所沢駅南通り1号線」については、所沢市長あてに意見書を提出することができま。

縦覧 縦覧期間 8月15日(月)～29日(土) (日曜日を除く) / 午前8時30分～午後5時
縦覧場所 市役所2階・都市計画課
意見書の提出 「中央通り線」については、埼玉県知事あてに、「(仮称)東西道路」および「所沢駅南通り1号線」については、所沢市長あてに意見書を提出することができま。

「中小企業退職金共済制度」を利用ください

同制度は、中小企業で働く従業員のための退職金共済制度です。
●掛金の一部を国・市が助成
●パートタイマーの方も加入可能
●掛金は税法上、全額非課税
●同制度とほぼ同じ内容で、別に「特定退職金共済制度」があります。詳細は、お問い合わせください。
問い合わせ 商工労政課 (☎2998-90155・FAX2998-90162)